

平成30年度 瑞穂市社会福祉協議会の

「会費の納入」のお願い

社会福祉協議会(社協)では、「みんなで育て 生きづき根ざす 福祉のまち瑞穂」を目指して、住民のみなさまと協力しあい、また関係団体と連携し、各種事業を展開しています。



社協が進める事業には、高齢者福祉事業、障がい者福祉事業、児童福祉事業、ボランティア活動の推進、福祉教育の推進等があります。

これらの事業を行うための財源は、大きく分けて市民のみなさまからの会費、赤い羽根共同募金配分金、市や岐阜県社会福祉協議会からの補助金・受託金等です。

みなさまからの会費は、地域福祉活動を進めていく上で最も重要な財源となっています。

少子高齢化が進む中、地域福祉の発展と充実が強く求められています。一人でも多くのかたに活動の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げます。

会費の種類 と 集め方

《一般会費》1口 1,000円(個人のかた、1世帯あたり)

集め方 → 7月に、自治会長さんを通じて集めています。

《賛助会費》1口 5,000円(企業、団体及び事業所)

集め方 → 7月に、郵送にて納付書をお届けしています。

会費は、年間を通じてお納めいただけます。

詳細は裏面をご覧ください。

平成30年度に皆様からいただいた一般会費1,000円は、
次のような福祉活動に使わせていただきます。

① 地域の支え合い体制の推進

- ・福祉協力員の設置（見守り活動等）
- ・ふれあい・いきいきサロン（地域のつどいの場）の活動の促進（運営支援、出張サロンの開催）
- ・買い物等支援事業



ふれあい・いきいきサロン

② ボランティア・市民活動の推進

ボランティアセンターでは、ボランティア活動をする人とボランティアを必要としている人をつなぎ、より良い活動ができる様にサポートいたします。

- ・情報提供、相談、紹介、養成研修など



市内小・中学校等での福祉教育

③ 市内小・中学校、大学などへ福祉教育の支援

子どもたちが“福祉に関する知識”を得て、体験を通じて“思いやる心”を育むための活動を行います。

- ・福祉学習等への活動支援



岐阜県社協マスコットキャラクター
「ともにん」

④ 福祉機器等の各種貸出サービス

- ・車椅子・歩行器・四点杖
（病気やケガ等一時的な利用に）
- ・リフト付き車両
（車椅子のまま乗降できます）
- ・レクリエーション備品
（自治会・子ども会等に利用できます）



災害ボランティアの人材育成

⑤ 災害ボランティアの育成と訓練

災害備蓄品の整備や、災害時に、支援者の役割を担える人材の育成を行います。

- ・災害ボランティアセンター設置運営訓練
- ・災害ボランティアの人材育成

⑥ 子どもの居場所づくり

- ・学習支援の開催
- ・子ども食堂の実施



⑦ その他

経済的な問題を抱えた世帯の自立を図るための相談・資金貸付事業等を行います。

社会福祉法人

瑞穂市社会福祉協議会

《本部》瑞穂市総合センター内
（瑞穂市別府1283番地）
TEL: 058-327-8610
FAX: 058-327-5323

《巣南支部》瑞穂市老人福祉センター内
（瑞穂市田之上597番地）
TEL・FAX: 058-328-5174